

社会文教委員会

期日：令和2年6月12日(金)
午前10時
場所：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 執行機関側挨拶

4 議案審査

(1) 議案第53号

「飯田市南信濃福祉研修センター条例の一部を改正する条例の制定について」

(2) 議案第54号

「飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

(3) 議案第55号

「飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

(4) 議案第56号

「飯田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

【別紙 補足説明資料】

(5) 議案第57号

「飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について」

(6) 議案第58号

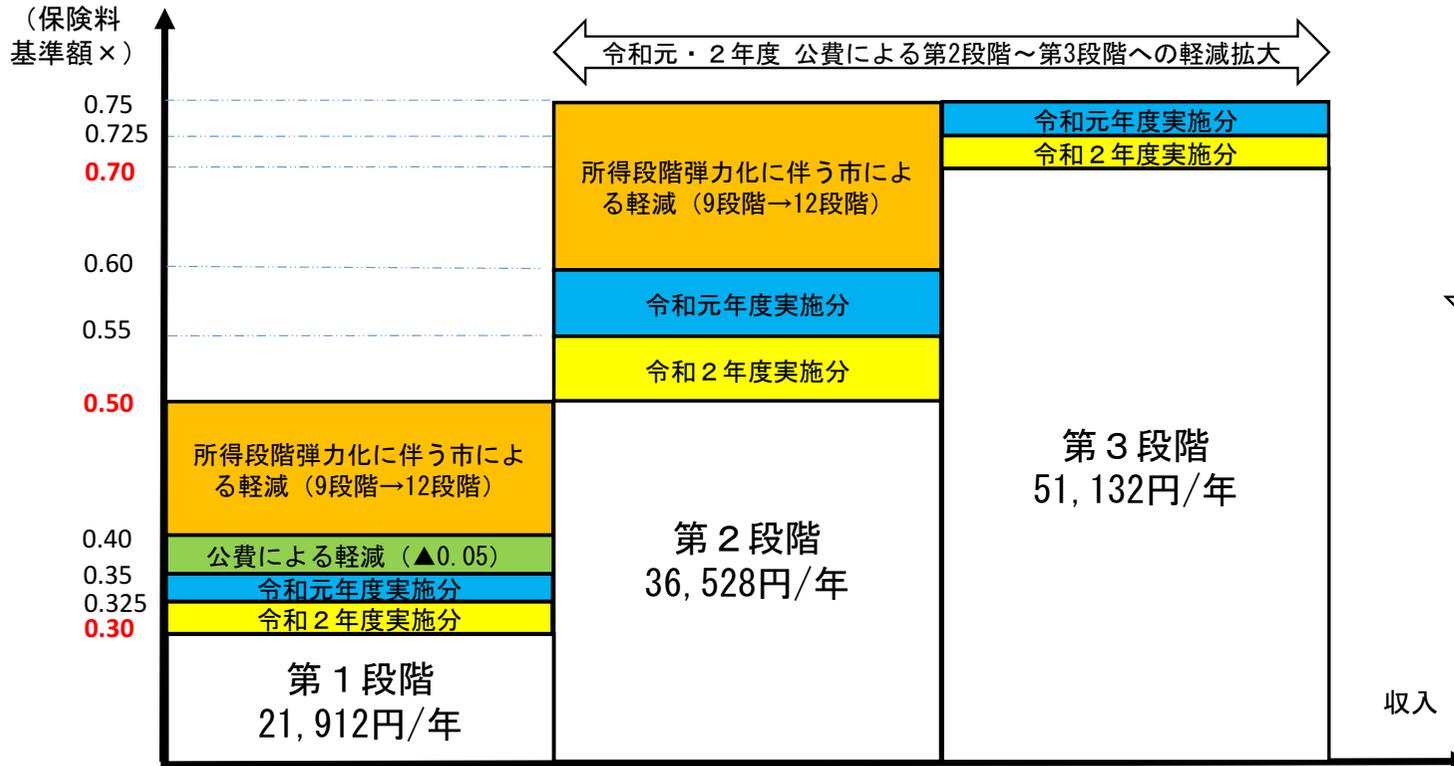
「飯田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

5 閉 会

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	保険料率(国標準)	年額(円)	保険料率(国標準)	年額(円)	保険料率(国標準)	年額(円)
第1段階	0.35 (0.45)	25,560	0.325 (0.375)	23,736	0.30 (0.30)	21,912
第2段階	0.60 (0.75)	43,824	0.55 (0.625)	40,176	0.50 (0.50)	36,528
第3段階	0.75 (0.75)	54,792	0.725 (0.725)	52,956	0.70 (0.70)	51,132



市町村
市民税
世帯
全員が
非課税

第1段階（3,340名）

- 生活保護被保護者
- 世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者
- 世帯全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方

第2段階（2,645名）

世帯全員が市民税非課税で前年中の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を越え、120万円以下の方

第3段階（2,626名）

世帯全員が市民税非課税で前年中の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える方

第4段階（3,678名）

本人が市民税非課税で同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額と課税年金収入が80万円以下の方

第5段階（6,841名）基準額 73,056円/年

本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方

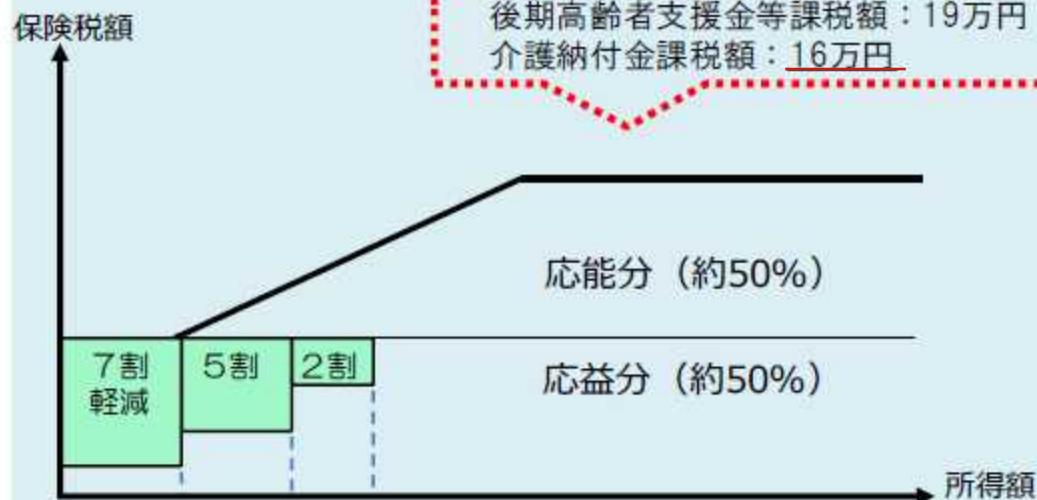
※人数：普通調整交付金のための算定の諸係数（平成31年4月1日時点）

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を63万円（現行：61万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を17万円（現行：16万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。

2. 制度の内容

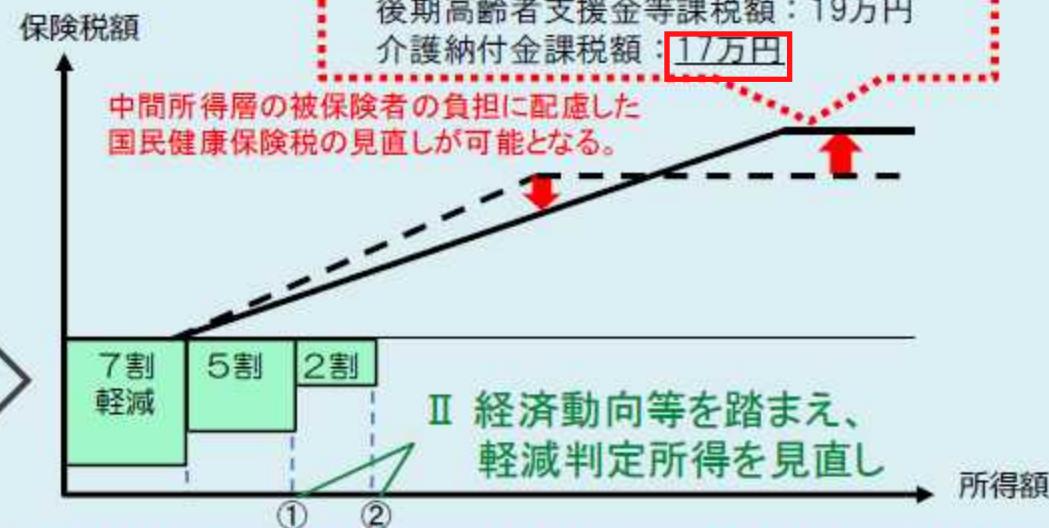
現行



- 【現行】軽減判定所得
- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28万円×(被保険者数*)
 - 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+51万円×(被保険者数*)

*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

改正後



- 【改正後】軽減判定所得
- 7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)
 - 5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数*)
 - 2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数*)

1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うこととする。

(1) 対象者

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

(2) 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

(3) 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2 / 3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

(4) 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

[参考]

申請書

- ・支給申請書(世帯主記入用)
- ・申請書(被保険者記入用)
- ・申請書(事業主記入用)
- ・申請書(医療機関記入用)